

**「令和6年1月能登半島地震」により被災された方に対する
保育士登録証の再交付手数料免除のお知らせ
〈石川県〉**

石川県では、「令和6年1月能登半島地震」により被災された方に対し、保育士登録証の再交付に係る手数料を全額免除（返還）します。

1 対象者

以下の全ての要件を満たす者

- (1) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に保育士登録証の再交付申請を行った者
- (2) 「令和6年1月能登半島地震」の影響により、保育士登録証（石川県知事が交付したものに限り）を損傷又は亡失し、再交付申請を行ったものと認められる者

2 対象となる手数料の名称及び金額等

手数料の名称	手数料	方法
保育士登録証再交付手数料	1,100円	様式に必要事項を記載のうえ提出すること。

3 返還金申請方法

必要書類を石川県ホームページから印刷し、必要事項を記載のうえ、市町村が発行する「り災証明書」の写しを添付して、石川県少子化対策監室まで送付してください。

なお、申請書類の郵送を希望される場合には、石川県少子化対策監室まで、御連絡ください。

◆手数料返還申請に必要な書類

- ① 手数料免除申請書（様式1）
- ② 市町村が発行する「り災証明書」の写し
※ り災証明書の発行が受けられない方は、申立書（様式2）でも可。
- ③ 債権者登録申出書

◆送付期限

- (1) 令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に再交付申請を行った者
→**令和6年3月31日必着**
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に再交付申請を行った者
→**令和7年3月31日必着**

○石川県ホームページ

ホーム>教育・子育て>子ども・子育て>保育士>保育士登録について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hoikushi/hoikusitouroku/hoikusitouroku.html>

○申請書類送付先・問合せ先

石川県少子化対策監室 子育て支援課 保育人材グループ 担当：内田

住所 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1497 FAX：076-225-1423